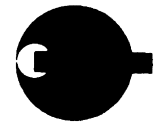


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇救急病院の申出の撤回(医務課)	一	〇奈良中央卸売市場の関連事業者の募集(農政課)	二
〇県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧(耕地課)	一	〇宅地建物取引業法に基づく免許取消しの行政処分(建築課)	四
〇右同	一	〇開発行為に関する工事の完了(建築課)	四
〇都市計画の変更(都市計画課)	一	〇公安委員会告示	五
〇右同	一	〇平成十七年六月奈良県公安委員会告示第七十二号(警備署協議会の委員の委嘱)の二部改正	五
〇障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)	二	〇監査結果公告	六
〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	二		
〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(金融・商業振興課)	二		

告示

奈良県告示第二百三十四号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号 第一条第一項の救急業務)に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十八年八月二十二日

名称	所在地	申出撤回日
財団法人天理よろづ相談所 病院	天理市三島町二〇〇番地	平成十八年八月七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第三項の規定に基づき
県営土地改良事業(県営ほ場整備事業・田原東地区)計画を変更したので、同条第六項
において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。
平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十八年八月二十三日から同年九月十一日まで

二 縦覧場所

奈良市役所

奈良県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第二項の規定に基づき
県営土地改良事業(県営ほ場整備事業・田原北地区)計画を変更したので、同条第六項
において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十八年八月二十三日から同年九月十一日まで

二 縦覧場所

奈良市役所

奈良県告示第二百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市計画課において縦覧に供する。
平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路第三・三・六号大宮通り線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市宝来一丁目、二丁目並びに菅原町

奈良県告示第二百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び明日香村地域づくり課において縦覧に供する。
平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画公園第八・六・三号飛鳥公園

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

明日香村大字阿部山、大字大根田及び大字檜前の各地

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人かすがい	磯城郡田原本町薬王寺三四八一	これくとか	磯城郡田原本町薬王寺三四八一	居宅介護、外出介護及び行動援護	平成十八年八月十六日
株式会社さくら	五條市田園五一七一一五	ライフサポートさくら	五條市田園五一七一一五	居宅介護及び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社ゆりの会	生駒市北大和四一六一一二	有限会社ゆりの会	生駒市高山町八二二六竹田ハイツ二〇八号	居宅介護及び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社草笛の里	橿原市土橋町二五一一〇	有限会社草笛の里	橿原市北妙法寺町五九二	居宅介護及び外出介護	平成十八年八月十六日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十八年八月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NGOアフガニスタン義肢装具支援の会

三 代表者の氏名

瀧谷 昇

四 主たる事務所の所在地

奈良市西九条町三丁目一番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、アフガニスタンにおいて義肢装具の必要のある人たちに日本で使われていた部品をリサイクルし現地へ届ける支援を行うとともに、アフガニスタンの人々が現地において義肢装具製作が出来る様に技術者養成の専門学校設立・運営を支援する事業を行い、人々の平和と生活の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」といいます。（第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第一項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十八年八月二十二日から同年十二月二十二日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するように提出してください。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン奈良登美ヶ丘ショッピングセンター

所在地 奈良市押熊町二六三八、生駒市鹿畑町二五四三他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオン奈良北登美ヶ丘ショッピングセンター

（変更後）イオン奈良登美ヶ丘ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）イオン株式会社以外の小売業者（未定）

（変更後）イオン株式会社他四十四者

三 届出年月日

平成十八年八月二日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十八年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

平成18年度奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領

一 関連事業者

この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。）第30条第1項の好事の許可を受けて、県が奈良県中央卸売市場内に設置する店舗において、奈良県中央卸売市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目別の生鮮食品等の卸売の業務その他の奈良県中央卸売市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の奈良県中央卸売市場の利用者に便益を提供する業務を行う者であります。

2 募集する関連事業者の業種、業者数及び使用料率（次のとおりです。）

(1) 業種、業者数等

業種	主な取投品目	業者数	備考
総合食品	乾物、びん缶詰、インスタント食品、粉、嗜好品、乳製品等	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて220㎡
冷凍食品	野菜、魚介業及び畜産物の調理冷凍食品	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
練製品	かまぼこ、ちくわ及びはんぺん	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて196㎡
肉	鶏肉及びその加工一式	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
こんにやく	こんにやく及びぜんまい	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
金物	調理用刃物	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
日用雑貨	石けん、洗剤、ちり紙及び殺虫剤	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて77㎡
事務用品	文房具及び用紙類	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラミン食器	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡

薬・化粧品	家庭薬、漢方薬及び化粧品（一般販売業）	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
食	すし	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて84㎡
衣	業務用作業衣料	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡
運送	荷物、書類の収集及び配達	1	店舗面積は、1階及び2階合わせて55㎡

(2) 使用料等
 月額使用料：1㎡あたり2,520円＋消費税及び地方消費税相当額
 保証金：月額使用料×3か月分

3 申請書類の受付
 (1) 日時
 中央卸売市場の休場日以外は随時受け付けます。時間は午前9時から午後4時までです。
 なお、申し込み時点で、希望業種に入店がなされている場合がありますので、事前にお問い合わせください。

(2) 受付場所及び問い合わせ先
 大和郡山形筒井町957-1
 奈良県中央卸売市場業務課（管理棟2階）
 電話 0743-56-7004（直通）
 （注）郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。

4 申請者の資格
 関連事業の許可申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けることができます。
 (1) 破産者で債権を得ないものであるとき。

(2) 禁類以上の刑に処せられた者又は前売市場法（昭和16年法律第35号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 (3) 中央卸売市場の関連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 (4) 法人であつてその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。
 (5) 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

5 申請書類
 申請しようとする者は、関連事業許可申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて奈良県中央卸売市場業務課に提出してください。
 なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、奈良県中央卸売市場業務課において交付します。

6 その他
 (1) 関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に関連金を県に預けなければならない。
 (2) 関連事業者は、条約の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を受け、施設使用料等の負担義務を負います。

別表 許可申請書添付書類

番号	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合	様式
1	定款		
2	登記事項証明書		
3	貸借対照表（過去2か年）		第2号様式
4	損益計算書（過去2か年）		第3号様式

	か年)	
5 販売品目別売上実績書（過去2か年）	申請者の販売品目別売上実績書（過去2か年）	第4号様式
6	申請者の資産調査書	第5号様式
7 平成17年度法人事業税納税証明書	平成17年度個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書	第6号様式
8 入場後2年間における事業計画書	入場後2年間における事業計画書	第7号様式
9 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面	申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	第8号様式
10 業務を執行する役員の履歴書	申請者の履歴書	第9号様式
11 業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	第10号様式
12 代表者の印鑑証明書	申請者の印鑑証明書	第10号様式
13 役員名簿	申請者が4の2及び3に掲げる者に該当しないことを誓約する者に該当しないことを誓約	第9号様式
14 業務を執行する役員が4の2及び3に掲げる者に該当しないことを誓約	申請者が4の2及び3に掲げる者に該当しないことを誓約	第10号様式

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1404 883 1485 1148">いことを誓約する書面</td> <td data-bbox="1404 1148 1485 1492">する書面</td> <td data-bbox="1404 1492 1485 2146"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 883 1404 1148">15 企業の概要及び事業所の所在地を示す書面</td> <td data-bbox="1274 1148 1404 1492">申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面</td> <td data-bbox="1274 1492 1404 2146"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 883 1274 1148">16 その他知事が必要と認める書類</td> <td data-bbox="1153 1148 1274 1492">その他知事が必要と認める書類</td> <td data-bbox="1153 1492 1274 2146"></td> </tr> </table>	いことを誓約する書面	する書面		15 企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面		16 その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類		<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消しました。</p> <p>平成十八年八月二十二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>被処分者</p> <p>一 商号又は名称 株式会社平和技建</p> <p>二 代表者氏名 平運幸</p> <p>三 免許番号 奈良県知事（四）第二七〇〇号</p> <p>四 免許年月日 平成十三年九月七日</p> <p>五 免許取消年月日 平成十八年八月十一日</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。</p> <p>平成十八年八月二十二日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 許可番号 平成十七年十二月二十二日第七六一二二六号 平成十八年七月二十五日第七六一三六一号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十五日第六五一五号</p>
いことを誓約する書面	する書面											
15 企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面											
16 その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類											

<p>公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年八月十五日第四一〇二号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡上牧町大字下牧九五四番地二の二一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府中央区上汐二丁目二番一号 株式会社ジーコーポレーション 代表取締役 城下堅司</p> <p>五 公共施設の種別、位置及び区域 道路 北葛城郡上牧町大字下牧九五四番地二の二一部 下水道 北葛城郡上牧町大字下牧九五四番地二の二一部</p>	<p>一 許可番号 平成十八年五月一日第七六一二四四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十日第六五二〇号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 天理市田町四二番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 天理市田町五六一二番地 西田善継</p>	<p>一 許可番号 平成十八年五月九日第七八一二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第六五二三号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第四一〇二号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 磯城郡田原本町大字三笠四二番地ノ四及び四三番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 桜井市大字合三二番地ノ九 辻本木材産業株式会社 代表取締役 辻本恵有</p>
---	---	---

五 公共施設の種類 位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字三笠四二番地ノ四及び四三番地ノ一の一部
下水道 磯城郡田原本町大字三笠四二番地ノ四及び四三番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十八年五月十五日第七六一二六九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十日第六五二二号

三 開発区域に含まれる地域

天理市樅本町三〇三番地ノ一の一部、三〇二四番地ノ一の一部、三〇二五番地ノ一の一部、三〇二五番地ノ二、三〇二五番地ノ六、三〇二六番地ノ一、三〇二六番地ノ三、三〇二六番地ノ四、三〇二九番地ノ一、三〇二九番地ノ二、三〇二九番地ノ三及び三〇二九番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市樅本町七六九番地
福尾圭司

一 許可番号

平成十八年五月十九日第七八一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月九日第六五〇九号

三 開発区域に含まれる地域

樅原市大軒町三六番地ノ一、三七番地ノ一、三七番地ノ二、三七番地ノ三及び五六番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

樅原市土橋町一七〇番地ノ五
日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩

五 公共施設の種類 位置及び区域

道路 樅原市大軒町三六番地ノ一、三七番地ノ一及び三七番地ノ三の各一部

二 下水道 樅原市大軒町三六番地ノ一及び三七番地ノ一の各一部

一 許可番号
平成十八年五月二十二日第七八一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第六五二二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市関屋北三丁目一六二五番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府柏原市玉手町六番地ノ七一
藤原絹代

一 許可番号

平成十八年六月二十日第七八一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十五日第六五二四号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町三吉元斎意方二四六番地ノ七及び三九三番地ノ二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字三吉三九七番地
西村吉博

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第一一六号

平成一七年六月七日奈良県公安委員会告示第七二号（警察署協議会の委員の委嘱の一部を次のように改正し、改正後の奈良県奈良西警察署協議会委員の表及び奈良東西和警察署協議会委員の表は平成一八年六月一五日から、改正後の奈良県天理警察署協議会委員の表は平成一八年七月一三日から、改正後の奈良県津川警察署協議会委員の表は平成一八年六月一日から適用する。

平成18年8月22日

奈良県公安委員会

委員長 島中俊尚

奈良県奈良西警察署協議会委員の表中

野口 宏 奈良市菅原町233番地

の3

岡嶋 桂一 奈良市六条町342番地

に改める。

奈良県西和警察署協議会委員の表中

村上喜久男 奈良県生駒郡守野町西宮2

丁目12番4号

古川 準一 奈良県生駒郡守野町吉新2丁目4

番51号

に改める。

奈良県天理警察署協議会委員の表中

松井加代子 奈良県天理市二階堂北菅田

町73番地11

森永 栄 奈良県天理市龍谷町449番地4

4

浦久保 繁 奈良市龍生町296番地

<p>「 を 徳谷 壽明 奈良市上深川町465番地 」 に改める。</p>	<p>自動車警ら隊 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	<p>少年課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
<p>「 奈良県十津川警察署協議会委員の表中 平瀬 美恵子 奈良県吉野郡十津川村大字蔵701番地 」を 岩崎 まさる 奈良県吉野郡十津川村大字蔵701番地 」 212番地の2 」に改める。</p>	<p>機動捜査隊 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	<p>総合政策課 交流政策課(地域政策課) 平成18年8月4日執行 公用車事故の発生について (事実認定) 公用車使用中において、車が全損する事故(県側過失100%)の発生が認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
<p>監査委員公告</p>	<p>公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	<p>税務課 平成18年8月2日執行 出納局 平成18年8月2日執行 監査委員事務局 平成18年8月2日執行 医大・病院課 平成18年8月4日執行 上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
<p>監査結果公告 第11号 平成18年8月22日</p> <p>奈良県監査委員 大倉 潔 奈良県監査委員 南田 昭典 奈良県監査委員 井岡 正徳 奈良県監査委員 山本 保幸</p> <p>監査結果 記 平成18年8月2日執行 警察本部</p> <p>地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。</p>	<p>警備第二課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	<p>機動隊 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>

【発 行】 一 枚 三 十 四 回 五 十 五 日 一 冊 三 十 四 回 五 十 五 日 (共 計) 第 一 冊 第 一 号

株 式 会 社 春 日

奈良市登大路町三〇
電話 〇五四一三三一一〇一〇

奈良市三條茶町九一八
電話 〇五四二三五七三三三

本誌は再生紙を使用しております。